

異動の届出をお忘れなく

住所や加入する健康保険に異動があるときは届出が必要です。(進学などで親元を離れる場合も同様です)
マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口に行かなくても転出の手続きをオンラインでできます。

届出	届出する時期	届出に必要なもの(★は必ず、△はお持ちの方のみ)
転入届 庄内町に引っ越したとき	転入した日から 14日以内	△前住所地の自治体が発行した転出証明書 △住民基本台帳カード△マイナンバーカード
転出届 他自治体に引っ越すとき ※郵送やオンラインでの届出も可能です。	転出予定日の おおむね14日前から	△国民健康保険資格確認書・被保険者証、後期高齢者医療資格確認書・被保険者証のいずれか△介護保険被保険者証等 △各種医療証(子、親、身等) △印鑑登録証 △住民基本台帳カード
転居届 町内で引っ越すとき	転居した日から 14日以内	△国民健康保険資格確認書・被保険者証、後期高齢者医療資格確認書・被保険者証のいずれか△各種医療証(子、親、身等) △マイナンバーカード△住民基本台帳カード △介護保険被保険者証等
国民健康保険(国民年金)資格取得喪失届 加入する健康保険に変更があるとき	変更があった日 から14日以内	【職場の健康保険に加入したとき】 ★職場の健康保険の資格情報のお知らせ、資格確認書、保険証、資格取得連絡票のいずれかの資格取得日がわかるもの ★国民健康保険の資格情報のお知らせ、国民健康保険資格確認書・被保険者証のいずれか △子育て支援医療証△重度心身障がい(児)者医療証 【国民健康保険へ加入される場合】 ★健康保険・厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票等△年金手帳△各種医療証(子、親、身等)

※異動する方と同一世帯以外の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

■問・手続き：税務町民課町民係☎0234-42-0133 立川総合支所総合支所係☎0234-56-3389

転出される方へ：引越し手続オンラインサービス

マイナンバーカードがあればオンラインで転出の手続きができます

★手続きに必要なもの

- ・スマートフォンもしくはパソコン(マイナンバーカードの情報読込に対応したもの)
- ・マイナポータルアプリ
- ・マイナンバーカード(各電子証明書等の暗証番号の入力が必要)
利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)
券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)
署名用電子証明書暗証番号(6~16桁の英数字)

★転入届は転入先市区町村窓口で届出が必要です。



▲マイナポータル



▲デジタル庁

転入される方へ：受付窓口時間延長のお知らせ

庄内町への転入届出は、19時まで受け付けします。(要予約)

- 実施期間および時間：3/28(金)~4/3(木)(土日除く) 受付19:00まで
- 実施窓口：税務町民課町民係☎0234-42-0133
- 予約制：3日前まで電話または公式LINEから予約してください。



LINE